

鳥羽市地域公共交通総合連携計画

平成 21 年 3 月

鳥 羽 市

目 次

1. 地域公共交通の活性化及び再生の総合的な推進に関する基本的な方針	1
2. 計画区域	1
3. 本市における公共交通の課題と目標	2
3.1 鳥羽市の地域公共交通体系の現況	2
3.1.1 鉄道（近鉄・J R）	2
3.1.2 路線バス	2
3.1.3 市営定期航路	2
3.2 地域公共交通に関する課題	4
3.2.1 地域公共交通全体に関する課題	4
3.2.2 路線バスに関する課題	4
3.2.3 市営定期航路に関する課題	5
3.3 本計画の目標	7
3.3.1 全体目標	7
3.3.2 数値目標の設定	8
4. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項	9
4.1 計画目標の実現に向けた取り組みの基本方針	9
4.2 連携計画にかかる事業の全体像	10
4.3 個別事業計画	11
4.3.1 路線バスに関する事業	11
4.3.2 市営定期航路に関する事業	16
4.3.3 路線バス・市営定期航路 共通の事業	23
5. 計画期間	29
6. 参考資料	30
6.1 鳥羽市地域公共交通会議（法定協議会）における協議・検討の経過	30
6.2 定期船利用者アンケート調査 実施概要	35

1. 地域公共交通の活性化及び再生の総合的な推進に関する基本的な方針

鳥羽市は、近鉄・JR、路線バス、市営定期航路等の多様な交通手段を有する。また需要面でも市民の生活交通及び市の主要産業のひとつである観光産業に起因する観光交通を有する。

本計画は、鳥羽市の多様な交通手段を有効に活用し、かつ多様な交通ニーズに対応するため、地域公共交通について総合的に検討し、地域にとって望ましい公共交通体系を創出するための基本的な指針を定めるものである。

なお、本計画は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、鳥羽市地域公共交通会議の協議を経て策定されたものであるとともに、平成20年8月に策定した「海上交通圏」を計画区域とする鳥羽市地域公共交通総合連携計画を含有、一本化し、鳥羽市が進める総合的かつ具体的な事業実施の基本計画として位置付けるものである。

2. 計画区域

計画区域は、三重県 鳥羽市全域とする。

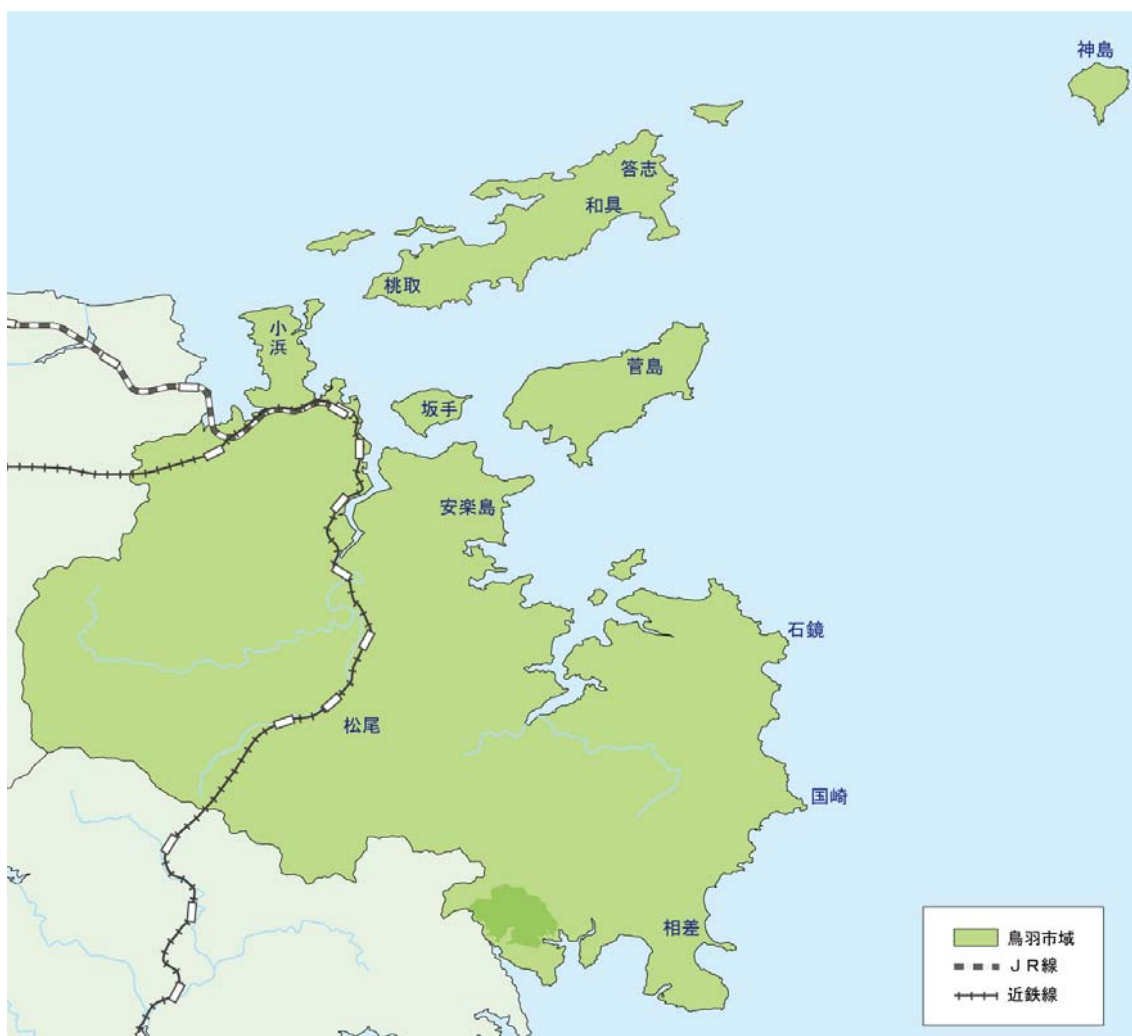


図 1. 鳥羽市 市域図

3. 本市における公共交通の課題と目標

鳥羽市における地域公共交通の現状を踏まえた公共交通に関する課題を整理し、その改善に向けた計画目標について示す。

3.1 鳥羽市の地域公共交通体系の現況

鳥羽市内の地域公共交通は、ＪＲ、近鉄、路線バス、市営定期航路により構成されている。以下にその概要を示す。

3.1.1 鉄道（近鉄・ＪＲ）

鳥羽市より北側の名古屋～津～伊勢市、及び南側の志摩市を結ぶ鉄道として近鉄鳥羽線・志摩線が運行されている。また名古屋～津～伊勢市を経て鳥羽を終点とするＪＲ参宮線が運行されている。

その中でも名古屋・大阪方面と鳥羽を結ぶ近鉄特急は、市内においては鳥羽駅のみに停車し、また近鉄・ＪＲの駅舎が隣接するため、鳥羽駅は、鳥羽市の鉄道の玄関口として機能する。

3.1.2 路線バス

鳥羽市内の路線バスは全線が三重交通による運行である。市内３路線は平成１９年度からすべて、市の単独補助による廃止代替自主運行バスとして運行されている。また、伊勢市方面とを結ぶ伊勢鳥羽線は、三重交通の路線として国・県からの補助を受けて運行されている。さらに、伊勢市方面との間には観光客向けの路線バス「CAN ばす」が運行されているが、生活交通として利用できるような路線にはなっていない。

鳥羽駅から東側約 0.1km の位置に鳥羽バスセンターが立地し、そこを起点にバス路線網が形成されている。

3.1.3 市営定期航路

(1) 運航状況

鳥羽市の離島（神島、菅島、答志島、坂手島）と本土を連絡する定期航路が、鳥羽市によって運航されている。本土側には、鳥羽駅に近い「佐田浜定期船のりば」と、佐田浜定期船のりばから南側約 1.4km 離れた位置にある「中之郷定期船のりば」、さらに南へ約 0.5 km 離れた位置にある「赤崎棧橋」の３箇所がある。

(2) 市営定期航路の交通基盤整備の取り組み状況

現在、鳥羽佐田浜港の港湾整備が進められている中で、市の計画の中で佐田浜マリンターミナルの建設計画が進められており、平成 23 年度前半には供用開始の予定である。

また市営定期航路では、平成 19 年度と平成 20 年度にそれぞれ高速船を 1 隻ずつ建造することとしている。

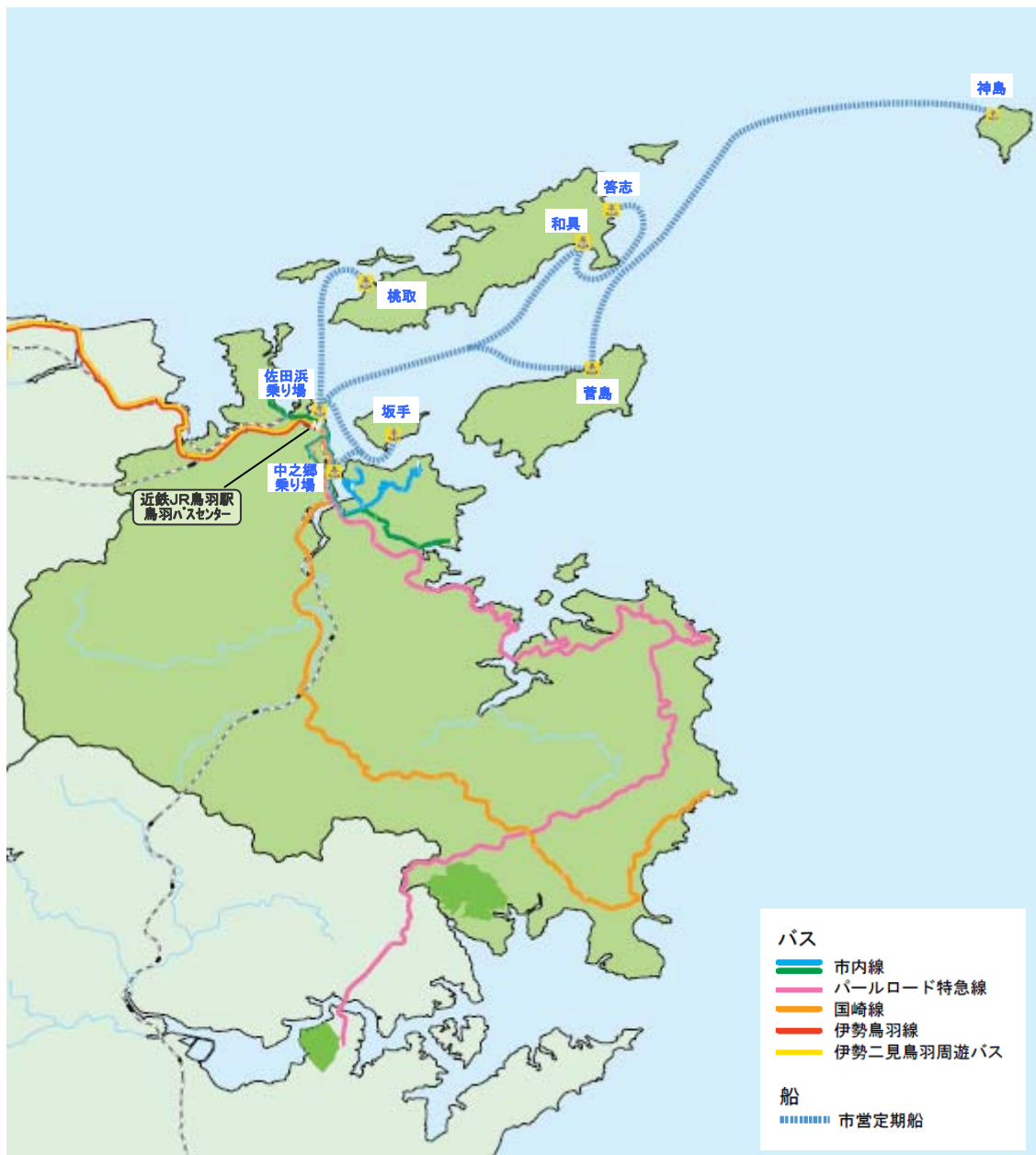


図 2. 鳥羽市内の公共交通ネットワーク



図 3. 佐田浜マリナーターミナル整備計画

3.2 地域公共交通に関する課題

鳥羽市内の地域公共交通を支える主要な交通手段である「路線バス」及び「市営定期航路」に関する課題を以下に示す。

3.2.1 地域公共交通全体に関する課題

(1) 路線バスと市営定期航路の競合

鳥羽駅（佐田浜）～中之郷～赤崎間においては、路線バスと市営定期航路とが並行している。その結果、この区間の乗船(車)効率（乗客数を定員で割った値）は路線バス・市営定期航路とも1割以下であり、非効率な運航(行)となっている。

定期船の運航経費単価（航行1km当り）は、路線バスに比べて約7倍と割高な点を踏まえ、路線バスと市営定期航路との競合を解消し、効率的な輸送体系の構築が課題として挙げられる。

(2) 異なる交通機関との接続強化

1) 一貫性がなく分かりにくい交通結節点の呼称の改善

鳥羽駅周辺には、鳥羽市内の地域公共交通が集結するものの、近鉄・JR鳥羽駅、鳥羽バスセンター、佐田浜定期船のりばが物理的に離れて立地するとともに、異なる呼称であるため、特に市外からの来訪者にとって分かりにくい状況にある点が課題として挙げられる。

2) 情報面での接続強化

来訪頻度の低い日帰り観光客の取り込みを図る上で、定期船の認知度向上及び定期船のりばへの円滑な誘導動線の確保が課題である。また、定期船、路線バス、鉄道の運行に関する情報が集約されていないため、各のりばまで行かないと把握できないことが課題である。特に観光目的の定期船利用者が「情報不足」に対する不満が大きく、その対応が喫緊の課題として挙げられる。

3) 佐田浜マリナターミナルにおける交通結節点として相応しい機能の確保

平成23年度供用開始に向けて進められている佐田浜マリナターミナル整備においては、多様な交通機関が接続する交通結節点として、また海の玄関口として相応しい機能を有する交通結節点として整備を実現することが重要である。

3.2.2 路線バスに関する課題

(1) 市民ニーズとの乖離

鳥羽市内を運行する路線バスは、JR・近鉄鳥羽駅に隣接する鳥羽バスセンターを中心に、放射方向に運行されている。一方で市民の生活関連施設・立寄り施設は鳥羽駅より南側に集積している。また市役所や銀行の立地する区間を経由しない日中便や、バス停配置と生活関連施設・立寄り施設が必ずしも近接していない箇所が存在する。このため現行の路線バスは、市民が行きたい場所を通っていない、またうまく結んでいない面があり、まちの魅力度（すみやすさ）アップに貢献できていないことが課題として挙げられる。

(2) バス不便地域の解消

現在、鳥羽バスセンターから国道 42 号を經由して伊勢市方面に向けて三重交通の伊勢・鳥羽線が運行されている。国道 42 号沿線における比較的人口の多い住宅地として「池上・屋内地区」があるが、最寄バス停（商船学校前）から約 3～8 百 m 離れていることに加え、鳥羽バスセンターにおける市街地方面との乗り継ぎに時間を要しており、公共交通不便地域となっている。そのため、池上・屋内地区の公共交通確保が課題として挙げられる。

(3) 鳥羽小学校の移転にあわせた小浜町児童の通学手段確保

平成 21 年 1 月、鳥羽小学校は、市役所隣の旧校舎（鳥羽 3 丁目）から、鳥羽駅から西約 2.3km にある近鉄池の浦駅に近接する現校舎（堅神町）に移転した。

鳥羽小学校区には、市内北部が該当するため、徒歩や近鉄利用のみでカバーできない通学児童がおり、その通学手段として路線バスを確保することが課題として挙げられる。

(4) 地域政策としての路線バス運行と経営面とのバランス調整（供給量）

市内の路線バスは廃止が進み、平成 19 年度から伊勢・鳥羽線を除く市内 3 路線全てが廃止代替自主運行バスとして、市が県の補助を受けつつ運行する状況にある。また利用者数は年々減少傾向にあり、行政による運行委託額も年間約 5.5 千万円に達する。

今後は、将来に向けた持続性のあるバス運行の実現により、安定した移動サービス提供を図るため、路線バスの利便性向上と並行して、乗客数にあわせた適正な運行方法についても同時に着眼し、両者のバランス調整を行うことが課題として挙げられる。

3.2.3 市営定期航路に関する課題

(1) 厳しい事業環境の中での定期船事業の存続

定期航路は、離島人口の減少、原油価格の高騰等、厳しい事業環境下であり、市の負担である繰入金を毎年計上しており、大きな行政負担が発生している。このような中で、離島住民の生活交通としての存続に向けて取り組むことが課題として挙げられる。

(2) 定期船の運航基盤の変更に対応した運航形態の検討

高速船の導入及び既存船の廃船に伴う 5 隻運航化や、佐田浜マリンターミナルの改築等、定期船の運航基盤の変更に対応した新たな運航形態の検討が課題として挙げられる。

(3) 定期船運航に対する離島住民のニーズへの対応

定期船の主な利用者である離島住民の要望として「運航本数の増発」と「最終便の延長」が根強い。限られた財源と厳しい事業環境の中で、可能な範囲で対応することが求められる。

(4) 観光客による定期船利用の促進

離島住民の減少が進む中で、需要拡大の観点から、観光客の利用促進が課題である。

現行は、離島宿泊者で、「数年に 1 回又は今回限り」という、鳥羽市の地理等に詳しくない

来訪者の利用が中心であり、今後、離島宿泊者の更なる利用促進と、日帰り観光客や鳥羽市旅館街宿泊者等、新たな客層の取り込みが課題として挙げられる。

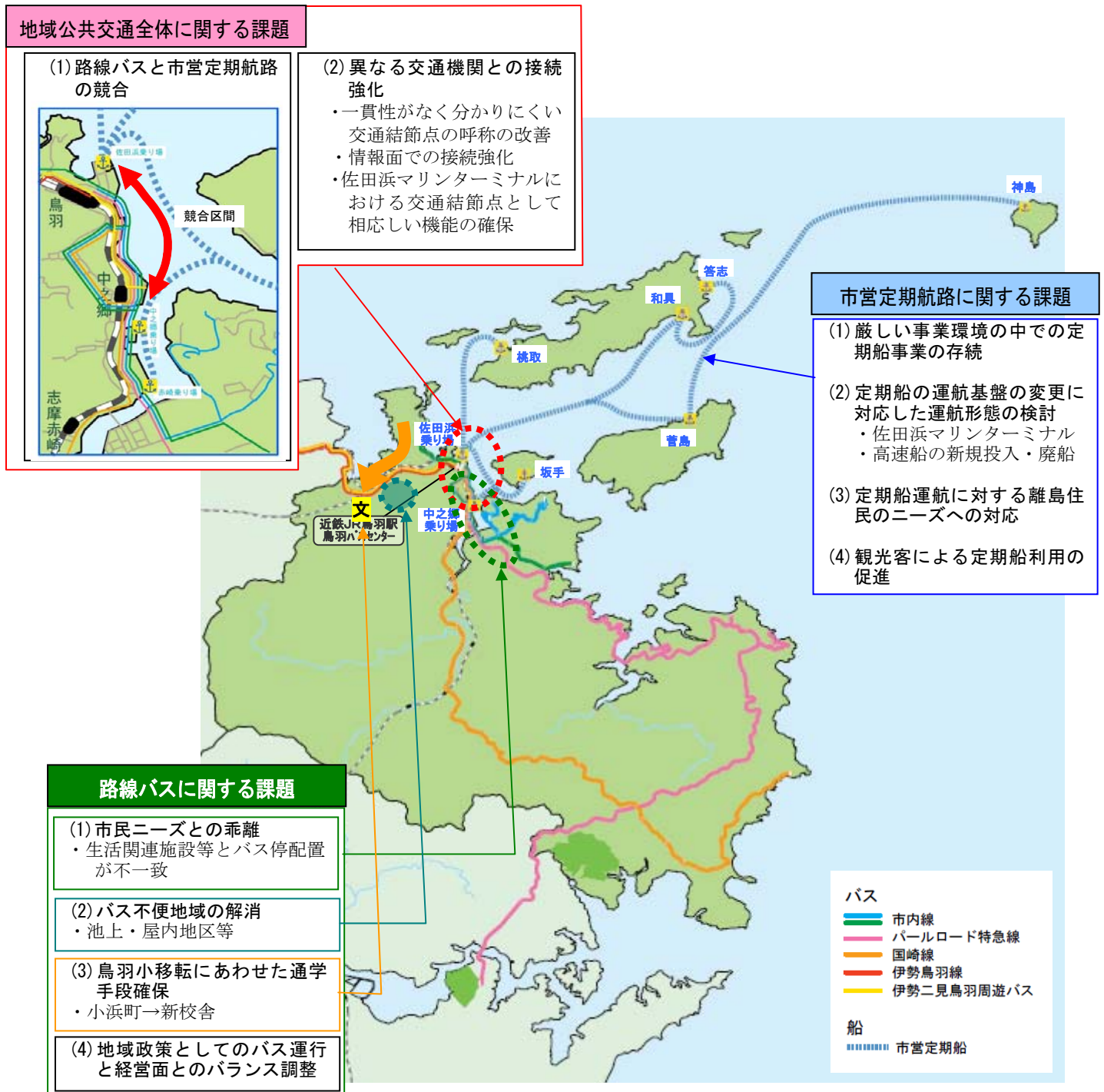


図 4. 地域公共交通に関する課題

3.3 本計画の目標

鳥羽市における地域公共交通の課題を踏まえ地域公共交通総合連携計画の目標について示す。

3.3.1 全体目標

鳥羽市内の主要な公共交通である路線バス及び市営定期航路を包括した全体目標を以下に示す。

(1) 路線バス・市営定期航路が一体となった「鳥羽市コミュニティ交通システム」の確立

鳥羽市民の生活に密着し、地域間の連携や一体感を生み出し、また鳥羽市を訪れる観光客のニーズに対応することで、地域の活性化に寄与する、「鳥羽市コミュニティ交通システム」の確立を目指す。そのために、鉄道と路線バス・市営定期航路の市営公共交通網が一体として機能するものとなることを目指す。

(2) 経営の健全化に向けた運行（運航）の効率化

県の補助を受ける路線バス、国・県の補助を受ける市営定期航路とも、市の行政負担が増大する傾向にある点を改善するため、経営状態の健全化に向けた効率の良い運行（運航）を目指す。

(3) 効果的な情報発信による公共交通の認知度の向上

市民の意向を十分に把握、反映させるとともに、愛されて利用されるよう、効果的な情報発信を進め、市民を中心に、公共交通の認知度向上（それによる需要創出）を図る。

(4) 鳥羽市の特性に見合った、分かりやすい料金体系の構築

鉄道駅、市役所、病院、学校、福祉施設等の公共施設が鳥羽駅周辺から安楽島地区周辺にかけて広く分布する都市構造、路線バスと市営定期航路を連絡する利用形態の存在等の、鳥羽市の都市・交通特性に見合った、分かりやすい料金体系の構築を進める。

(5) 観光振興に寄与する交通体系

鳥羽市の主要産業のひとつである観光振興の観点から、観光客に満足感を与え、観光客と市民との交流を促進し、鳥羽市の振興に貢献する交通体系となることも、同時に目指す。

3.3.2 数値目標の設定

鳥羽市内の路線バス及び市営定期航路の年間利用者数は、いずれも減少傾向にある。また今後は少子高齢化の進展に伴い、更なる減少が懸念される。

そこで本連携計画では、先に整理した総合連携計画の目標を実現して、公共交通の利用者数減少に歯止めをかけ、将来に向けた公共交通の持続性の向上を図るものとする。

以上を踏まえ、本連携計画としての数値目標を以下に示す。

表 1. 連携計画における数値目標

交通手段	平成 19 年度	数値目標 (平成 23 年度時点)
路線バス ※鳥羽市補助路線	244 千人／年	244 千人／年を維持
市営定期航路 ※乗船者数	984 千人／年	984 千人／年を維持
公共交通利用者総数	計 1,228 千人／年	計 1,228 千人／年を維持

4. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

4.1 計画目標の実現に向けた取り組みの基本方針

先に示した総合連携計画の目標の実現に向けて、路線バス及び市営定期航路における取り組みの基本方針を以下に示す。

表 2. 交通手段毎の基本方針

連携計画 の全体目標	各交通手段の基本方針	
	路線バス	市営定期航路
(1) 路線バス・市営定期航路が一体となった「鳥羽市コミュニティ交通システム」の確立	○ 生活に密着し、地域コミュニティの活性化に寄与するよう、系統（道順）や停留所の配置などを見直す。 ○ 市営定期航路との連携を意識する。	○ 限られた交通資源（5隻運航化）の中で、高速船を有効活用しつつ、通勤通学、私用、観光等の多様な目的に対応した運航計画を検討する。
(2) 経営状態の健全化に向けた運行（運航）の効率化	○ 経営状態を少しでも健全にしていくため、効率の良い運行を目指すとともに、みんなでバスを支えていく仕組みを検討する。	○ 路線バスとの連携により、定期船しか担うことができない領域へ人的・物的資源を集中投資（＝選択と集中）し、効率的な輸送が可能な運航計画を検討する。
(3) 効果的な情報発信による公共交通の認知度の向上	○ 市民の意向を十分に把握、反映させるとともに、たくさんのかたに愛されて利用されるよう、効果的な情報発信方法を検討する。	○ 多様なニーズに対して、効果的な情報発信について検討する。
(4) 鳥羽市の特性に見合った、分かりやすい料金体系の構築	○ 鳥羽の特性に見合った分かりやすい料金体系、路線バスと定期航路との連携を考慮した料金体系の採用を目指す。	
(5) 観光振興に寄与する交通体系	○ 鳥羽観光の振興に貢献する交通体系となるよう、土日運行の見直しを行う。	○ 離島観光の振興と定期船の利用促進の双方に貢献する交通体系を検討する。 - また、新チケットや情報提供手法等について検討する。

4.2 連携計画にかかる事業の全体像

路線バス及び市営定期航路における取り組みの基本方針を踏まえ、本連携計画に位置付けた目標達成のために行う事業を以下に示す。

表 3. 連携計画にかかる事業（一覧）

目標達成のために行う事業 基本方針		基本方針との対応性					事業実施 予定年度
		(1) 交「 通鳥 シ羽 ステ コミ 」の ニ確 テ立 イ	(2) 運 行（ 運航 ）の 効率 化	(3) 上公 共交 通の 認知 度の 向	(4) の分 かり やす い料 金体 系	(5) 通観 体光 系振 興に 寄与 する 交	
A 路線バス	① バス路線網再編成事業	○	○			○	H21～23
	② ゾーン制運賃実証運行事業	○			○	○	H21～23
	③ バスイメージアップ事業			○			H21
B 市営定期 航路	④ 高速船（高機能設備完備）建造事業	○	○			○	H20
	⑤ 循環航路実証運航	○	○			○	H21～23
	⑥ 運航増便実証運航	○					H21～23
	⑦ 運航効率化事業		○				H21～23
	⑧ 新チケット導入事業		○		○		H21～23
C 路線バス・ 市営定期 航路共通	⑨ 乗り継ぎ運賃低減化実証実験	○			○	○	H21～23
	⑩ 路線バス・市営定期航路 広報事業			○		○	H21～23
	⑪ 鳥羽駅一帯連携機能向上事業	○		○		○	H21～23

4.3 個別事業計画

4.3.1 路線バスに関する事業

(1) バス路線網再編成事業

1) 実施目的

市民生活により密着し、地域活性化に寄与するようなバス路線網の構築を図る。

2) 事業概要

(i) 路線再編（実証運行）計画

既存のバス路線の改編として、以下を見直す。

(ア) 中心部での経由地変更（朝夕の一部時間帯・路線を除く）

生活関連施設、立寄り施設への移動性向上に向けて、朝夕の一部時間帯・路線を除いて、市役所、ハロー、保健福祉センターひだまり（一部除く）経由に変更する。

(イ) 池上・屋内地区経由及び鳥羽小発着への変更

池上・屋内地区のバス不便地域解消及び鳥羽小学校への通学手段を拡充するため、既存路線（パールロード特急線）の延伸を行う。

(ウ) 土休日における石鏡港～国崎～相差～畔蛸口への延伸

南鳥羽への観光拠点を結ぶため、土休日には既存路線（パールロード特急線）の延伸を行う。

(エ) 小浜・鳥羽小線の新設

小浜地区から鳥羽小学校への通学対応のため、路線新設を行う。

(オ) マリンターミナルでの結節

マリンターミナル供用開始に伴う路線変更を平成 23 年度に行う。

(ii) バス停新設計画

生活関連施設、立寄り施設への移動性向上及びバス停までのアクセス性向上に向けて、都心部及びバス停間隔の長い箇所、バス不便地域においてバス停新設を行う。

【新設バス停 例】

百五銀行前、ハロー、図書館、鳥羽高校前、みなとまち文学館東

高丘、高丘口、浜辺、鳥羽小学校前、池の浦駅、屋内町、池上町東、池上町西

(iii) 運行計画

現在の運行経費を超えない範囲で、運行ダイヤ・運行本数を調整する。ダイヤ策定にあっては、特に以下について考慮する。

- ・市内各方面から鳥羽高校への通学対応
- ・国崎町から長岡中学校への通学対応
- ・近鉄鳥羽駅・松尾駅等での鉄道・バスの乗り継ぎ対応（特に通学・下校時間帯）
- ・鳥羽東中学校の定期船とバスの乗り継ぎ対応
- ・日中はおおよそ 1.5 時間間隔での運行確保
- ・土日祝日の観光客の動向

3) 実施主体

鳥羽市、三重交通(株)

4) 事業年度

平成 21 年度～平成 23 年度

5) モニタリング計画

(i) 評価指標

三重交通(株)資料を基に、年間利用者数の推移を検証する。

(ii) 把握方法

三重交通(株)資料を基に整理する。また実際の転換交通の有無、バス利用者の評価等を把握するため、バス利用者ヒアリング調査又はアンケート調査等を実施する。



図 5. バス再編成事業 事業概要

(2) ゾーン制運賃実証運行事業

1) 事業の目的

地域公共交通全体としての魅力向上による利用促進を図るため、市民が利用しやすいバス運賃体系を構築するとともに各種制度を新設する。

2) 事業概要

(i) 運賃体系

- 伊勢・鳥羽線を除く路線について、分かりやすく合理的なゾーン制（地帯制）運賃に移行する。（伊勢・鳥羽線の市内区間乗降についても共通導入を検討する。）
- 普通旅客運賃は、初乗り 200 円、1 ゾーン当り 100 円加算と設定する。

(ii) 各種制度

(ア) 回数券利用割引制度

- 市民によるバス利用促進の観点から、利用頻度の高い回数券利用者に対する割引を設定する。具体的には、回数券利用時に支払い運賃額から 100 円引きする。

(イ) 企業協賛制度

- 店舗にバスでお越しいただく際のサービスを目的に、あるいは宿泊施設が多い本市において、公共交通の利用促進と送迎にかかる経費の削減を目的に、バスで来ていただいたお客様に回数券をプレゼントしていただく形式の「企業協賛制度」の導入を図る。

(ウ) その他

- 回数券利用時の割引率を踏まえた通勤・通学定期券を設定する。
- 観光利用、遠距離利用の促進を目的に、乗り放題となる周遊券を設定する。

(iii) 区間設定

- 市民の立寄り施設の集積状況、集落の分布等を踏まえ、10 区間に分割する。
- 生活関連施設・立寄り施設・鳥羽東中・鳥羽高校・定期船のりば等、バス利用と密接な関連がある施設が集積する市街地を含む区間は、料金加算のされない「オアシスゾーン」に設定する。（これにより、鳥羽バスセンターから乗車時の最高支払い運賃額は現金なら 600 円、回数券なら 500 円となる。）

3) 実施主体

鳥羽市、三重交通㈱

4) 事業年度

平成 21 年度～平成 23 年度

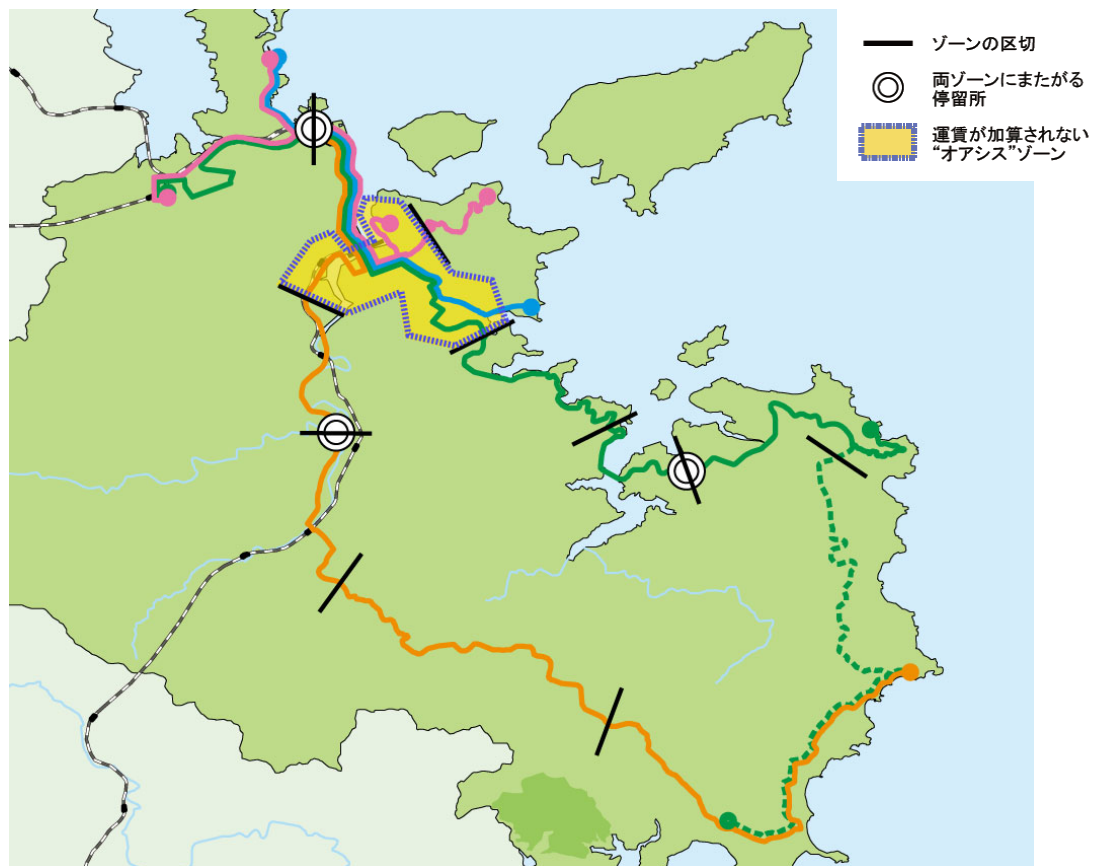
5) モニタリング計画

(i) 評価指標

三重交通㈱資料を基に、年間利用者数の推移、回数券の販売実績とする。

(ii) 把握方法

三重交通㈱資料を基に整理する。また実際の転換交通の有無、回数券の利用割合、バス利用者の評価等を把握するため、バス利用者ヒアリング調査又はアンケート調査等を実施する。



ゾーン運賃の一例(鳥羽小学校・石鏡港線)

		乗車	
		鳥羽バスセンター	
		普通運賃(大人)	
			回数券 利用時 (100円引)
降 車	みなとまち 文学館東～ 赤崎神社前	200	100
	市民の森～ 福良	200	100
	エクシブ～ 小田浜	300	200
	今浦～向井	400	300
	本浦港	400	300
	虹の里～ 石鏡港	500	400
	鳥羽展望台 ～畔蛸口	600	500

運賃が加算されない「オアシスゾーン」

図 6. ゾーン設定及び運賃の一例

(3) バスイメージアップ事業

1) 実施目的

市民のバスに対する認知向上、マイバス意識の向上及びバス利用促進を図る。

2) 事業概要

(i) バス愛称募集

- 鳥羽市新路線バスの愛称を募集
- 鳥羽市を窓口とし、市広報誌を活用して、市民から広く募集

(ii) バス車体のラッピング

- 市内の運行を担うバス車体を対象に、車体外装のラッピングを実施
- ラッピングデザイン案についても公募を行う

3) 実施主体

鳥羽市

4) 事業年度

平成 21 年度

5) モニタリング計画

(i) 評価指標

実施実績及び応募総数とする。

(ii) 把握方法

各種取り組み実績を記録・整理する。

4.3.2 市営定期航路に関する事業

(1) 高速船（高機能設備完備）建造事業

1) 実施目的

運航船舶の老朽化に伴う運航経費の増大、就航率の低下、低速力による便数制限の解消を図り、さらなる住民サービスの向上と各離島への観光客誘致を一層推進することが可能となる高機能を有する高速船舶を建造し、効率的な運航ダイヤが編成できる運航体制を構築する。

2) 事業概要

高速船の建造にあたっては、以下の視点に配慮して取り組む。

(i) 船舶のバリアフリー化への対応

現有船はバリアフリー化になっていないなかで、近年の利用者の形態がお年寄りや障がい者の方が増えつつあり、バリアフリー化への対応が急務とされてきていることから、更新する船舶はバリアフリー化設備を完備した船舶を建造する。

(ii) 高い推進性能の確保

現行船は、12ノットから14ノットの速力で運航されており、現行所要時間におけるダイヤが編成されている。現在6隻の船舶で運航しているが今後5隻運航を目指し運航ダイヤの効率化を図ることから、推進性能に優れた高速化した船舶を建造する。

(iii) 船舶運航経費の節減

近年、原油価格の高騰により燃料費が急増し非常に厳しい経営状況となっている。船舶の運航経費を抑えるため燃費効率の良い船舶を建造する。

(iv) 利用客増を生む船型・デザイン及び船内快適空間の創設

本市定期航路の利用客は、離島住民のほか多くの観光客が利用する。

今後、利用客を一人でも多く確保するため、これまで建造してきた船舶のイメージを払拭し、「乗ってみたい」「乗ってよかった」といった快適性に優れた船舶を建造する。

3) 実施主体

鳥羽市

4) 事業年度

平成20年度

5) モニタリング計画

(i) 評価指標

運航実績（利用者数、総航行距離、消費燃料等）を検証する。

(ii) 把握方法

鳥羽市定期船課資料を基に整理する。

また高速船に対する利用者の評価・満足度等を把握するため、利用者ヒアリング調査又はアンケート調査を実施する。

(2) 循環航路実証運航

1) 実施目的

新たな航路就航により、島間交流、離島間の周遊観光の促進（観光客の定期航路の利用促進）及び運航効率の向上を図る。

2) 運航計画

(i) 循環線の新設

佐田浜を起終点として、複数の離島を経由する循環線を新たに運航する。

航路の設定にあたっては、島間交流及び観光周遊への利便性確保を図ることを目的とし、長期的には双方向性（右回り・左回り両方向）の運航を目指す。

- ・ 佐田浜—答志島—神島—菅島—佐田浜の双方向
- ・ 佐田浜—答志島—菅島—佐田浜の双方向

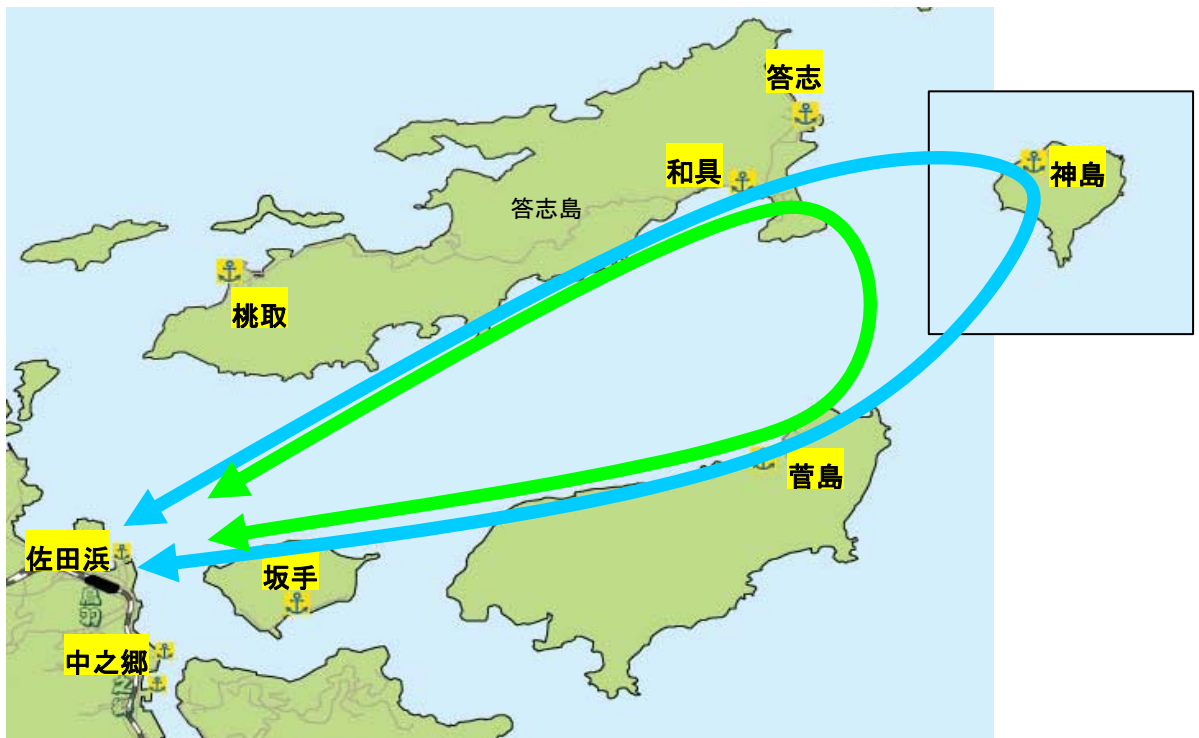


図 7. 循環後の新設

(ii) 高速船による運航

運航距離が比較的長くなること、遠回りに伴う所要時間増加の緩和による離島住民の利用促進を図ること、観光客の利用促進を図ること等のため、循環線には、高速船による運航を確保する。

(iii) 運航頻度・時間帯

離島住民の利便性（通勤・帰宅時における速達性）の確保、観光需要にあわせた運航等を図るため、朝夕を除き、また離島住民のサービスに支障を来たさない範囲で、運航頻度・循環方向を設定する。

(iv) 定期航路にかかわる運航基盤の改善にあわせた運航形態の改善・検証

現在計画・整備が進められている運航基盤改善の進展にあわせつつ、また実証運航の検証結果も踏まえ、運航形態の改善・検証を進めながら、実証運航を行う。

具体的には、以下を想定する。

(ア) 平成 21 年度

- 既存の棧橋で運航可能な航路設定 → 答志棧橋の活用（和具棧橋は高速船停泊不可）

(イ) 平成 22 年度

- 和具棧橋の整備に合わせて、寄港地を見直し（運航距離の短縮可能で、また観光資源に近い和具棧橋を寄港地に追加）

(ウ) 平成 23 年度

- 佐田浜マリナーミナル供用開始に合わせて循環線の運航全体を見直し（運航ダイヤ全体の見直しに伴う循環線増便の実現性を検証した上で、運航内容を改善）

3) 実施主体

鳥羽市

4) 事業年度

平成 21 年度～平成 23 年度

5) モニタリング計画

(i) 評価指標

便別利用者数とする。

(ii) 把握方法

鳥羽市定期船課資料を基に整理する。

また循環線の利用特性把握、観光交通の誘発効果の有無、利用者の評価等を把握するため、利用者ヒアリング調査又はアンケート調査を実施する。

(3) 運航増便実証運航

1) 実施目的

限られた交通資源で対応可能な範囲内において、既存の運航ダイヤにおいて特に改善が望まれる箇所を対象に、離島住民のニーズ対応及び利便性向上を図る。

2) 増便計画

(i) 各航路における利便性向上のための便数確保

現行の便数において不便が生じている、あるいは離島住民のニーズに対応していない運航ダイヤについて、全体的な調整のなかで運行間隔を調整しがたい航路については、可能な範囲で増便を行う。

(ii) 最終便の新設

他航路に比べて最終便が早い時間帯となっている航路については、可能な範囲で 20 時台の最終便を新設する。

ただし運航効率の確保のため、既存の坂手航路の最終便の延伸(坂手島・菅島への利用者の混乗)による対応とする。

3) 実施主体

鳥羽市

4) 事業年度

平成 21 年度～平成 23 年度

5) モニタリング計画

(i) 評価指標

便別年間利用者数とする。

(ii) 把握方法

鳥羽市定期船課資料を基に整理する。

また利用者の評価を把握するため、利用者ヒアリング調査又はアンケート調査等を実施する。

(4) 運航効率化事業

1) 実施目的

船体の保有体制の見直し、栈橋の整備状況に対応した運航計画の見直し、バスとの連携強化（機能分担）を進める中で、運航効率化を図る。

2) 事業概要

(i) 運航計画の見直し

船舶の運航効率化及び運航経費の削減を図るため、平成 22 年から現行の 6 隻体制から 5 隻体制へ移行する。また、和具栈橋の供用等、市営定期航路の事業環境の変化への対応や、路線バスとの連携強化を進めることで、以下のような運航計画の見直しに着手する。

- ・ 赤崎行きの運航見直し
(代替手段として、佐田浜・中之郷における路線バスとの接続確保)
- ・ 循環線の経由地の見直し（観光施設と近接する和具栈橋の活用)
- ・ 佐田浜～中之郷間の運航集約化

(ii) 運航体制の見直し

上記の運航計画の見直しを踏まえ、運航体制のスリム化の実現可能性について検討する。

3) 実施主体

鳥羽市

4) 事業年度

平成 21 年度～平成 23 年度

5) モニタリング計画

(i) 評価指標

便別年間利用者数、輸送効率（航行キロ当たり輸送人員等）とする。

(ii) 把握方法

鳥羽市定期船課資料を基に整理する。

また利用者の評価を把握するため、利用者ヒアリング調査又はアンケート調査等を実施する。

(5) 新チケット導入事業

1) 事業の目的

将来に向けた定期航路の旅客収入増加を図り、市民の生活交通としての持続性の向上を図るため、また市民及び観光来訪者の利便性向上を図るため、新チケット導入に実験的に取り組むことを目的とする。

2) 新チケットの設定

(i) 循環線限定の周遊乗船券

ねらい	・新設する循環線の特性を活かして、周遊観光を目的とした新規需要の取り込みを図る
ターゲットとする客層	・観光来訪者全般
料金体系	・割安かつ分かりやすい料金設定
適用条件	・佐田浜出発・佐田浜終着 ・循環線に利用を限定し、かつ途中下船も可 (ただし途中桟橋での調整時間中は船外での休憩等を可とする)

(ii) 往復乗船券

ねらい	・離島宿泊者の往復利用促進を図るため、事前に復路分のチケットを販売 ・同時に、市民が利用する際の利便性向上（チケット購入の手間の解消）を図る
ターゲットとする客層	・離島宿泊者、市民等多様な客層

3) 実施主体

鳥羽市

4) 事業年度

平成 21 年度～平成 23 年度

5) モニタリング計画

(i) 評価指標

鳥羽市定期船課資料を基に、発券枚数、全利用者に占める新チケットの利用割合等を検証する。

(ii) 把握方法

鳥羽市定期船課資料を基に整理する。また定期船の利用目的と利用券種の関係、新チケットの利用割合、新チケットの認知度等を検証するため、定期船利用者ヒアリング調査又はアンケート調査等を実施する。

6) その他

新チケットについては、実験的に取り組む上記の他に、以下に例示するような新チケット

(案) が考えられるが、多様な関係機関との協議を必要とする。そのため実現性及び収益性の検証について引き続き検討を進め、その検討・進捗状況によっては、連携事業年度中に実験的に取り組むものとする。

【その他の新チケット 例】

- 2 日間フリー乗船券
- 市営駐車場料金と乗船券のセット販売
- 鳥羽市旅館街の宿泊者向け往復割引乗船券

4.3.3 路線バス・市営定期航路 共通の事業

(1) 乗り継ぎ運賃低減化実証実験

1) 事業の目的

地域公共交通全体としての魅力・利便性の向上による利用促進を図るため、路線バスと市営定期航路の乗り継ぎ利便性の向上（バス乗車特別運賃割引による料金抵抗の低減）を図る。

2) 事業概要

モードの異なる市営公共交通間の乗り継ぎ運賃の低減とともに、定期航路（佐田浜～中之郷～赤崎間）の見直しによる利用者利便の低下回避、代替移動経路の確保等を図るため、バスと定期航路との乗り継ぎを考慮したバス乗車特別運賃設定を行う。

なお本実験は、路線バスにおけるゾーン制運賃実証運行事業と同時並行で進める。

(ア) 定期航路定期券所有者への特別運賃設定

- 定期航路の定期券を提示することで、バスの普通旅客運賃から初乗り運賃分（200円）値引きを実施する。

(イ) 定期航路定期券所有者以外の特別運賃設定

- バスの普通旅客運賃から 100 円引きを実施する。

3) 実施主体

鳥羽市、三重交通㈱

4) 事業年度

平成 21 年度～平成 23 年度

5) モニタリング計画

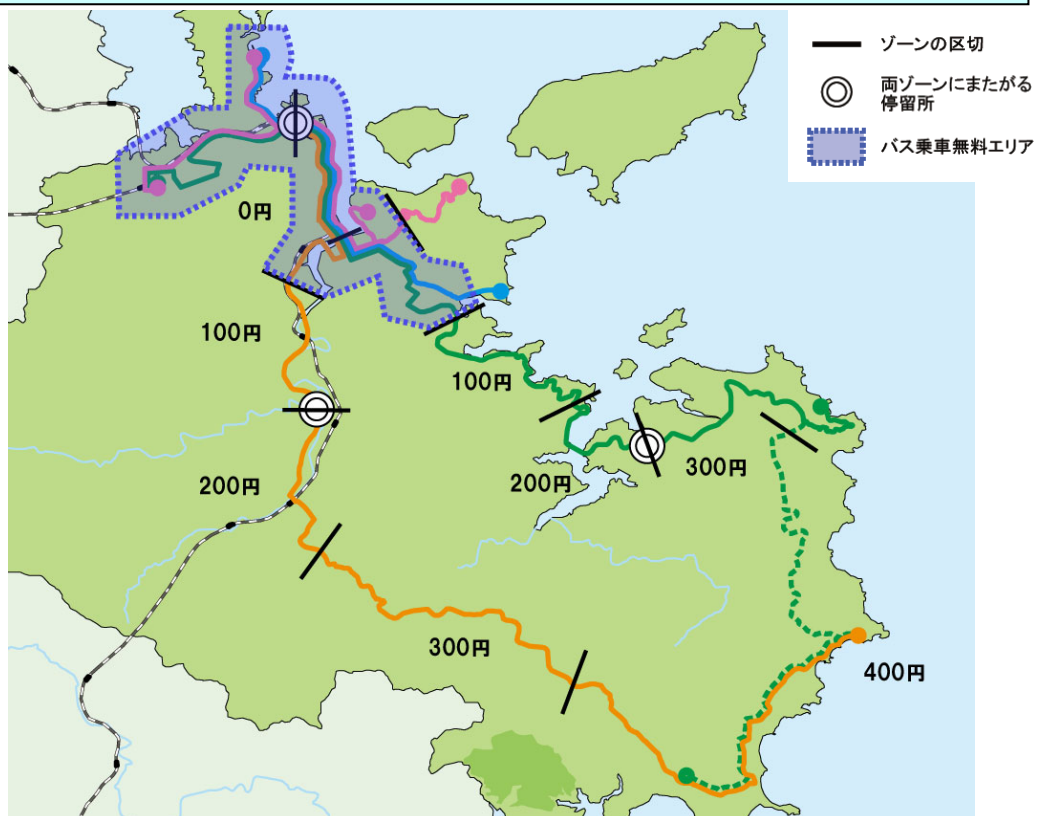
(i) 評価指標

鳥羽市定期船課資料、三重交通㈱資料等を基に、乗り継ぎ利用者数の推移、乗り継ぎ券の発行枚数とする。

(ii) 把握方法

三重交通㈱資料を基に整理する。また実際の転換交通の有無、回数券の利用割合、バス利用者の評価等を把握するため、バス利用者ヒアリング調査又はアンケート調査等を実施する。

定期船の定期券所有者に対するバス乗車特別運賃設定



定期船普通乗船券購入者に対するバス乗車特別運賃設定

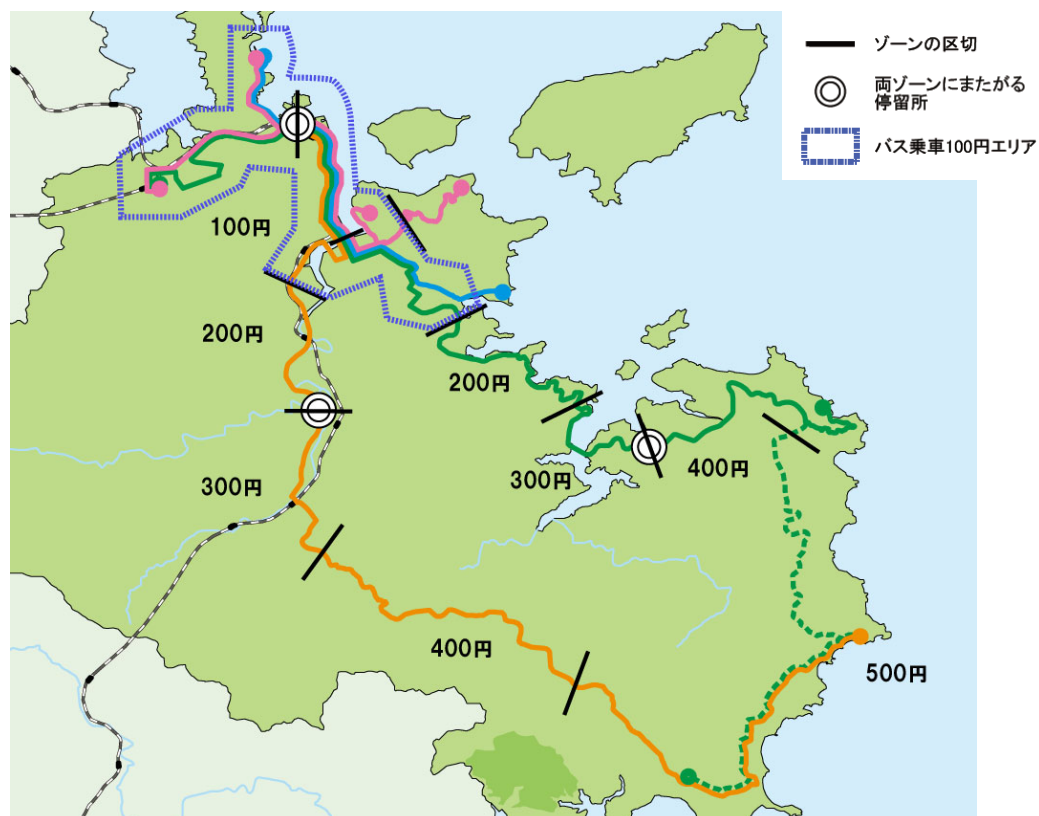


図 8. 乗り継ぎ運賃低減化実証実験適用時のバス乗車特別運賃設定

(2) 路線バス・市営定期航路 広報事業

1) 実施目的

路線バス・市営定期航路が一体となった「鳥羽市コミュニティ交通システム」の実現に向けた様々な取り組みや、公共交通活用の意義・効果、公共交通の利用シーン等を市民・観光来訪者等に広くPRし、公共交通に対する認知度の向上、公共交通利用のきっかけづくりを図り、路線バス・市営定期航路の利用促進を促す。

2) 事業概要

(i) 住民向けの情報提供

(ア) 配布媒体

市民にとって分かりやすく、また公共交通利用のきっかけ提供・公共交通の利用促進を促すため、地区毎にリーフレットを作成する。

(イ) 配布方法

市広報誌に折り込み等、効率的な配布方法を今後検討する。

(ウ) 掲載内容（例）

- 地域公共交通連携計画の概要
- 公共交通活用の意義、効果
- 公共交通路線網、ダイヤ、運賃体系
- 公共交通利用シーンに応じたモデルルートの提示
(学校への通学、ハローへの買物、ひだまり・市役所への移動利用等)
- 本土側には路線バスだけでなく市営定期航路に関する情報、離島側向けには市営定期航路だけでなく路線バスに関する情報も可能な範囲で掲載し、鳥羽市における取り組みの周知、路線バスと定期航路の乗り継ぎ利用の促進等を図る。

(ii) 観光来訪者向けの情報提供

- 路線バス・市営定期航路の運行情報、お得な運賃制度の紹介等を提供する。
- 並行して、観光形態に応じたモデルルートを提示する。（例：日帰り観光、周遊利用等）
- 情報提供手段として、鳥羽バスセンターや定期船のりば等での配布だけでなく、事前周知の観点から、鳥羽市ホームページへの掲載を並行して進める。

(iii) 高速船導入・観光PRに向けた情報提供

- 高速船導入や循環航路実証運航等に伴う離島観光の魅力向上を広くPRし、より高い効果の創出を目指すため、高速船導入・観光PRを図るためのポスター及びパンフレット等を作成・配布する。

3) 実施主体

鳥羽市

4) 事業年度

平成 21～23 年度

5) モニタリング計画

(i) 評価指標

配布実績とする。

(ii) 把握方法

地区毎の配布実績を記録・整理する。

また実際の利用促進効果の有無、公共交通利用者の評価、認知度等を把握するため、利用者ヒアリング調査又はアンケート調査等を実施する。

6) その他

市営定期航路については、平成 21 年度の実証運航のモニタリング結果、平成 22 年度に計画されている和具棧橋の供用、平成 23 年度に計画されている佐田浜マリンターミナルの供用等に伴う全体の運航計画の改編に応じて、随時、広報事業の展開を検討する。

(3) 鳥羽駅一帯連携機能向上事業

1) 事業の目的

鳥羽駅・鳥羽バスセンター・佐田浜定期船のりば一帯の交通結節点としての連携をソフト施策によって高めるとともに、現在計画中である佐田浜マリナーミナルにおいて質の高い交通結節機能の確保を進めることにより、鳥羽駅一帯での乗り継ぎ利便性の向上を図る。

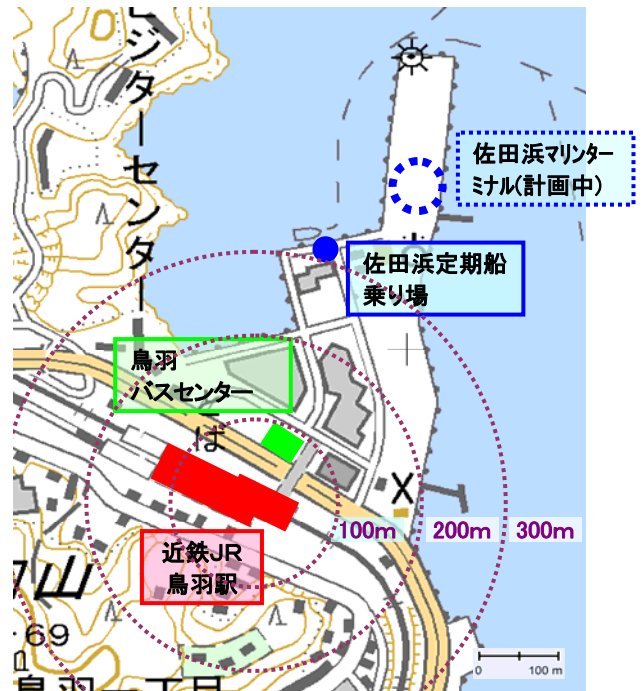


図 9. 交通結節点の位置

2) 事業概要

(i) 交通結節点での案内情報の改善

鳥羽駅、鳥羽バスセンター、佐田浜定期船のりば一帯の交通結節点としての乗換利便性の向上を図るため、以下のような、交通結節点での案内情報の改善施策を実施する。

【施策の一例】

- 各交通結節点の呼称の統一
- 乗り換え動線上への案内板の設置

(ii) 交通結節点における情報発信設備の設置

鳥羽駅、鳥羽バスセンター、佐田浜定期船のりばにおいて、乗り継ぎ先の交通手段に関する情報（次発時刻、のりば等）の提供を行い、鉄道と路線バス・市営定期航路の乗り継ぎ利便性の向上及び利用促進を図る。

(ア) 設置箇所

- 鳥羽駅構内の市所有地
- 鳥羽バスセンター
- 佐田浜定期船のりば

(イ) システム概要

- 交通結節点に、ディスプレイを設置
- 鳥羽市役所内に、入力・管理用のPCを設置
- インターネット経由で、各地点の表示情報を管理

(iii) 佐田浜マリナーミナル（計画中）における結節機能の充実

「佐田浜マリナーミナル整備」にあたっては、多様な交通機関が接続する交通結節点として、また人（市民、観光来訪者等）や物（離島への小荷物等）が行き来する海の玄関口として相応しい機能を有する交通結節点として整備を実現するため、また運航効率化を

支える運航基盤として有効活用するため、以下の点について十分に配慮した整備を推進する。

- ・ターミナル内での待合室整備
- ・券売機の設置
- ・バス停の整備
- ・各交通手段の情報提供
- ・ユニバーサルデザインに配慮した多機能トイレの整備
- ・事務所スペース、荷捌きスペースの整備

(iv) その他、鳥羽駅一帯での取り組み

鳥羽駅、鳥羽バスセンター、佐田浜定期船のりば一帯の交通結節点としての連携を向上するための取り組みについて、その実現可能性を引き続き検討する。施策の一例を以下に示す。

【施策の一例】

- ・近鉄鳥羽駅自由通路上での人感式音声案内・案内表示の見直し

3) 実施主体

鳥羽市、三重交通(株)

4) 事業年度

平成 21 年度～平成 23 年度

5) モニタリング計画

(i) 評価指標

各種取り組み実績及び公共交通利用者の認知度、評価とする。

(ii) 把握方法

各種取り組み実績を記録・整理する。

また情報提供ツールの認知度、利便性に対する評価等を把握するため、路線バス利用者・定期船利用者へのヒアリング調査又はアンケート調査等を実施する。

5. 計画期間

本連携計画の計画期間は、平成 20 年度～平成 23 年度（佐田浜マリンターミナル供用開始後）の 4 年間とする。

6. 参考資料

6.1 鳥羽市地域公共交通会議（法定協議会）における協議・検討の経過

6.1.1 検討体制

鳥羽市地域公共交通会議は、道路運送法における地域公共交通会議と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における法定協議会の2つの機能を有する組織である。これは以下の検討体制で進められた。

鳥羽市地域公共交通会議（本会議）は、本連携計画全体の検討・承認を行う上位組織である。

バス幹事会・定期航路幹事会は、それぞれの具体的な施策（路線・運行等）の検討を行う組織である。



6.1.2 検討委員

各組織の委員構成を次項に示す。

- (1) 鳥羽市地域公共交通会議
- (2) バス幹事会
- (3) 定期航路幹事会

(1) 鳥羽市地域公共交通会議

氏 名	役 職 等	区分	選任理由
奥野 元洋	本会議会長 鳥羽市副市長	バス 定期航路	市長又はその指名する者
加藤 博和	名古屋大学大学院環境学研究科准教授	バス	学識経験者
奥野 三男	国土交通省中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官	バス	国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその 指名する者
舘 敏雄	三重県政策部交通政策室長	バス	三重県交通政策担当部署
真伏 宗樹	三重県志摩建設事務所 事業推進室道路課長	バス	道路管理者
福田 孝幸	鳥羽警察署交通課長	バス	三重県警察鳥羽警察署
藪本 竜太郎	三重交通(株)伊勢営業所長	バス	一般乗合旅客自動車運送事業者
岡野 一志	三交伊勢志摩交通(株)志摩営業所長	バス	一般乗合旅客自動車運送事業者
上野 文和	三重県旅客自動車協会志摩支部長	バス	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の組織 する団体
南端 一彦	三交伊勢志摩交通労働組合 副執行委員長	バス	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運 転者が組織する団体
上野 絹代	鳥羽市民生委員児童委員協議会委員	バス	住民又は利用者の代表
沖 勝重	鳥羽市自治会連合会 本浦町内会長	バス	住民又は利用者の代表
木下 順一	三重県立鳥羽高等学校PTA会長	バス	住民又は利用者の代表
石原 たみ子	鳥羽市老人クラブ連合会 女性委員会委員	バス	住民又は利用者の代表
国谷 岳	中部運輸局三重運輸支局 鳥羽海事事務所次長	定期航路	国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその 指名する者
瀬古 正博	三重県政策部地域づくり支援室長	定期航路	三重県離島振興担当部署
清水 清嗣	鳥羽商工会議所専務理事	定期航路	商工業関連団体
小見山 健司	鳥羽市観光協会専務理事	定期航路	観光業関連団体
三浦 政吉	桃取町内会委員	定期航路	住民又は利用者の代表
浜崎 靖導	答志町内会長	定期航路	住民又は利用者の代表
中川 弘	答志和具町内会長	定期航路	住民又は利用者の代表
小久保眞一郎	神島町内会長	定期航路	住民又は利用者の代表
木下 利三	菅島町内会長	定期航路	住民又は利用者の代表
榎 秋市	坂手町内会副会長	定期航路	住民又は利用者の代表
中西 高明	鳥羽東中学校保護者代表(坂手)	定期航路	住民又は利用者の代表
清水 勝吉	鳥羽東中学校保護者代表(桃取)	定期航路	住民又は利用者の代表
松村 隆生	鳥羽東中学校保護者代表(離島)	定期航路	住民又は利用者の代表
中村 正道	定期航路事業者の推薦する者	定期航路	定期航路事業者の推薦する者
山本 芳照	鳥羽市定期船課長	定期航路	定期航路事業者の推薦する者

(2) バス幹事会

氏 名	役 職 等	区分	選任理由
奥野 元洋	本会議会長 鳥羽市副市長	バス 定期航路	市長又はその指名する者
加藤 博和	名古屋大学大学院環境学研究科准教授	バス	学識経験者
奥野 三男	国土交通省中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官	バス	国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその 指名する者
舘 敏雄	三重県政策部交通政策室長	バス	三重県交通政策担当部署
真伏 宗樹	三重県志摩建設事務所 事業推進室道路課長	バス	道路管理者
福田 孝幸	鳥羽警察署交通課長	バス	三重県警察鳥羽警察署
藪本 竜太郎	三重交通(株)伊勢営業所長	バス	一般乗合旅客自動車運送事業者
岡野 一志	三交伊勢志摩交通(株)志摩営業所長	バス	一般乗合旅客自動車運送事業者
上野 文和	三重県旅客自動車協会志摩支部長	バス	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の組織 する団体
南端 一彦	三交伊勢志摩交通労働組合 副執行委員長	バス	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運 転者が組織する団体
上野 絹代	鳥羽市民生委員児童委員協議会委員	バス	住民又は利用者の代表
沖 勝重	鳥羽市自治会連合会 本浦町内会長	バス	住民又は利用者の代表
木下 順一	三重県立鳥羽高等学校PTA会長	バス	住民又は利用者の代表
石原 たみ子	鳥羽市老人クラブ連合会 女性委員会委員	バス	住民又は利用者の代表

(3) 定期航路幹事会

氏 名	役 職 等	区分	選任理由
奥野 元洋	本会議会長 鳥羽市副市長	バス 定期航路	市長又はその指名する者
国谷 岳	中部運輸局三重運輸支局 鳥羽海事事務所次長	定期航路	国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する者
瀬古 正博	三重県政策部地域づくり支援室長	定期航路	三重県離島振興担当部署
清水 清嗣	鳥羽商工会議所専務理事	定期航路	商工業関連団体
小見山 健司	鳥羽市観光協会専務理事	定期航路	観光業関連団体
三浦 政吉	桃取町内会委員	定期航路	住民又は利用者の代表
浜崎 靖導	答志町内会長	定期航路	住民又は利用者の代表
中川 弘	答志和具町内会長	定期航路	住民又は利用者の代表
小久保眞一郎	神島町内会長	定期航路	住民又は利用者の代表
木下 利三	菅島町内会長	定期航路	住民又は利用者の代表
榎 秋市	坂手町内会副会長	定期航路	住民又は利用者の代表
中西 高明	鳥羽東中学校保護者代表(坂手)	定期航路	住民又は利用者の代表
清水 勝吉	鳥羽東中学校保護者代表(桃取)	定期航路	住民又は利用者の代表
松村 隆生	鳥羽東中学校保護者代表(離島)	定期航路	住民又は利用者の代表
中村 正道	定期航路事業者の推薦する者	定期航路	定期航路事業者の推薦する者
山本 芳照	鳥羽市定期船課長	定期航路	定期航路事業者の推薦する者

6.1.3 協議・検討の経過

開催日	開催会議			検討内容
	公共交通会議	バス幹事会	定期航路幹事会	
平成 20 年 5 月 28 日	第 1 回			- 公共交通会議の設置、委員委嘱、役員選任 - 生活交通運航状況 - 検討内容とスケジュール - 公共交通総合連携方針の協議
平成 20 年 6 月 27 日		第 1 回		- バス交通に対する市民アンケート調査結果報告 - バス運行計画策定にかかる基本方針（案） - バス運行計画（概略案） - 市民への周知・説明・意見募集方法
平成 20 年 8 月 29 日			第 1 回	- 生活交通運航（運行）状況 - 定期航路アンケート結果報告 - 定期航路運行計画策定方針の協議 - 地域公共交通活性化・再生総合事業計画申請にあたっての協議 【承認】かがやきの導入・運航にかかる地域公共交通連携計画案の協議
		第 2 回		- バス運行計画（概略案）に対するご意見 - バス運行計画（詳細案） - バス試験運行計画（案）
平成 20 年 10 月 6 日		第 3 回		- バス運行計画（詳細案） - 定期券、他の券種の設定 - 定期航路との連携 - バス試験運行計画（案） 【承認】バス試験運行計画
平成 20 年 11 月 28 日			第 2 回	- 定期航路運航見直し計画（案）の検討 - 意見交換会における各町要望事項 - 旅客船事業におけるチケット導入事例
平成 20 年 12 月 25 日			第 3 回	- 平成 21 年度の定期航路運航計画詳細案 - 平成 21 年以降の定期航路運航概略案
		第 4 回		- バス運行計画（詳細案） - 運賃の設定 - バス路線概要書 - 便利さのチェック 【承認】バス運行計画
平成 21 年 1 月 28 日			第 4 回	- 平成 21～23 年度の定期航路運航計画詳細案 - 新チケット導入検討
	第 2 回			- これまでの検討経過 - 鳥羽地域公共交通総合連携計画（案）

6.2 定期船利用者アンケート調査 実施概要

6.2.1 調査の目的

本調査は、高速船導入に伴う定期航路の新ダイヤ編成を検討するために、定期船利用者に対する意識調査を実施しデータを収集した。

6.2.2 調査内容

本調査では、以下の項目について把握した。

- 定期船利用者の利用傾向
- 乗船前後の移動手段
- 出発地・目的地
- 定期船に対する意識・要望

6.2.3 調査対象箇所

本調査では、桟橋9箇所を各々巡回する市営定期船6隻を調査対象箇所とした。

調査対象船名	運航時間	到着桟橋
きらめき号	7:40-18:33	佐田浜、中之郷、菅島、神島、坂手
第2 2 鳥羽丸	7:00-19:18	佐田浜、中之郷、菅島、答志、和具、坂手、赤碕
第2 3 鳥羽丸	6:55-18:13	佐田浜、中之郷、桃取、神島、坂手
第2 5 鳥羽丸	6:55-19:15	佐田浜、中之郷、答志、和具、坂手
第2 7 鳥羽丸	6:45-20:12	佐田浜、中之郷、菅島、答志、和具、坂手、神島
第2 8 鳥羽丸	6:50-20:18	佐田浜、中之郷、答志、和具、桃取、坂手、赤碕

6.2.4 調査方法および回収結果

本調査は、平日(平成20年7月14日(月))と休日(平成20年7月20日(日))の2日間に、定期船利用者に対し記入式のアンケート調査票を配布し、記入後回収を行う方法で実施した。各日の回収結果を下記に示す。

7月14日(月)： 回収数 1842枚 (定期船利用者数 2710人/日 回収率 68%)

7月20日(日)： 回収数 2138枚 (定期船利用者数 4279人/日 回収率 50%)

計 3980枚